

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス）契約書別紙

訪問介護 利用料金

訪問介護費		令和4年10月1日改定				
算定項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1 回あたりの 基本料金	身体介護	20分未満	1,845 円	185 円	369 円	554 円
		20分以上30分未満	2,762 円	277 円	553 円	829 円
		30分以上1時間未満	4,375 円	438 円	875 円	1,313 円
		1時間以上1時間30分未満	6,397 円	640 円	1,280 円	1,920 円
		1時間30分以上30分毎	928 円	93 円	186 円	279 円
生活援助	20分以上45分未満	2,022 円	203 円	405 円	607 円	
	45分以上	2,486 円	249 円	498 円	746 円	
	身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分毎	740 円	74 円	148 円	222 円	
通院等乗降介助	1回につき	1,093 円	110 円	219 円	328 円	
保険 給付内 介護サ ービス 利用料 加算・ 減算料 金	緊急訪問加算	1回につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	33 円	4 円	7 円	10 円
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	44 円	5 円	9 円	14 円
	2人派遣加算	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	同一敷地内等建物または同一建物の居住者20人以上にサービス提供する場合	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	同一敷地内等建物に居住する利用者50人以上にサービス提供する場合	1回につき	該当する金額の15%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算（Ⅰ）	1回につき	該当する金額の20%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算（Ⅱ）	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算（Ⅲ）	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算（Ⅳ）	1回につき	該当する金額の5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	特定事業所加算（Ⅴ）	1回につき	該当する金額の3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の5.5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.2%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.4%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

- ※ 早朝・夜間加算は、午前6時～午前8時、午後6時～午後10時に訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 2人派遣加算は、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問介護を実施した場合に算定します。
- ※ 上表の料金の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス） 利用料金

介護予防訪問介護費		利用料金表				
		令和4年10月1日改定				
算定項目		介護報酬額 (1月あたり)				
			1割負担	2割負担	3割負担	
イ 訪問型サービス費 (独自) (I)	1月につき	12,994 円	1,300 円	2,599 円	3,899 円	
	1日につき	430 円	43 円	86 円	129 円	
ロ 訪問型サービス費 (独自) (II)	1月につき	25,956 円	2,596 円	5,192 円	7,787 円	
	1日につき	850 円	85 円	170 円	255 円	
ハ 訪問型サービス費 (独自) (III)	1月につき	41,183 円	4,119 円	8,237 円	12,355 円	
	1日につき	1,359 円	136 円	272 円	408 円	
保険給付内介護サービス利用料 加算・減算料金	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	生活機能向上連携加算 (II)	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1月につき	所定単位の10%減算	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の10%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算 (III)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の5.5%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の4.2%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.4%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（国基準相当訪問型サービス） 共通利用料金

平成24年4月1日改定

サービス保険給付利用外料	項目	条件	利用料金
	交通費	通常の実施地域 内への訪問・同行	無料
		通常の実施地域 外への訪問・同行	実費
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用		介護報酬額全額	

キャンセル料	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡を頂いた場合	無料
	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡が無かった場合	500 円

ご利用者のお住まい等で、サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。